

堺市監査委員公表第28号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原		繭
同	澤		由

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査 (公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団)	
監査実施期間	令和5年11月1日～令和6年3月26日	
措置を講じた部局等	教育委員会事務局 地域教育支援部 地域教育振興課 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>1 規程等について</p> <p>(1) 事業団は、個人情報保護に関する法律が改正（令和5年4月1日施行）されていたにもかかわらず、個人情報保護規程等において引用条項の変更や個人データの安全管理措置などの必要な改正を行っていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、令和6年3月11日開催の理事会の承認を得て、個人情報保護規程改正を行い、また関係要綱等を改正し、令和6年4月1日に施行しました。</p> <p>所管部局としては、今後、法令改正に伴い、規程改正の必要が生じた場合は、施行期日前に改正の手続が進められるよう、理事会における改正手続の完了等の確認を行うなど、適切な助言、支援等に取り組めます。</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p> <p>地域教育振興課</p>
<p>2 経理について</p> <p>(1) のびのびルーム事務の手引きにおいて、物品購入する場合、予算差引簿に発注日や納品日を記入し管理することになっているが、発注日も納品日も正しく記入していないものがあった。</p> <p>また、そのなかには納品日から半年以上経過しているにもかかわらず支払いが行われていないものがあった。</p>	<p>令和5年12月8日の実地検査での御指摘を受け、同日、業者に請求の有無について確認したところ、業者からの請求漏れが判明したため、請求書の送付を依頼し、令和6年1月25日に支払いました。発注日・納品日についても正しく記入を行うよう周知徹底しました。</p> <p>また、御指摘を踏まえ、発</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p>

<p>(2) のびのびルーム ICT 環境対応業務の委託において、基本分（年額）と作業時間及び出張回数に応じた実績分を支払うこととし、契約がなされているところ、以下のとおり誤りがあった。</p> <p>ア 公益法人会計基準等に基づいて、発生基準により会計処理をすることが求められているが、令和 3 年度分の委託費の基本分について、令和 3 年度に費用計上すべきところ、実際に支払った令和 4 年度に費用計上していた。</p> <p>イ 令和 4 年度分の契約書に収入印紙を貼付していなかった。</p>	<p>注日・納品日・報告日の適切な記入を行えるよう、令和 6 年度から使用する予算差引簿の様式を変更しました。あわせて「のびのびルーム事務の手引き」も更新し、予算差引簿の記入方法が明確になるように変更を行いました。</p> <p>御指摘を受け、支出すべき案件に対して支出予定日を記載した「契約・支出状況整理簿」を作成しました。今後は、複数人で支出状況を確認し、発生基準にあった費用計上をします。</p> <p>御指摘を受け、令和 4 年度の契約書に貼付する収入印紙については、令和 6 年 1 月 15 日に所轄税務署に対応を相談し、適切に印紙の貼付を行いました。</p> <p>今後、契約締結の際は、収入印紙の貼り漏れの防止のため、契約書に収入印紙の貼付枠内に正しい金額の印紙税額を記載し、決裁時に収入印紙の貼付を所属長が確認します。</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p> <p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p>
--	--	---

<p>ウ 契約書では、支払方法として一括払いとしていたにもかかわらず、契約金額のうち実績分を四半期ごとに支払っていた。</p> <p>また、令和4年度分の契約金額のうち基本分を支払っていませんでした。</p>	<p>今後は、契約書に記載された支払方法に基づいて支払います。</p> <p>また、令和4年度契約の基本分は実際には令和5年3月1日から令和6年2月29日を対象としていて、令和5年度に支払うこととなったため、弁護士に相談のうえ受託業者と協議し、令和6年1月29日付けで令和4年度契約に係る覚書を両方で合意しました。</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p>
<p>エ 令和5年8月に当該業務の契約相手方が個人事業主から法人に変更されていたにもかかわらず、令和5年度分の契約において、相手方を変更するための手続を行っていませんでした。</p>	<p>御指摘を受け、契約相手方より登記の全部事項証明書の書類提出を求め、令和6年1月22日に権利義務の承継承認についての意思決定を行いました。</p> <p>今後、事業団内で情報共有を図り、契約の相手方が個人から法人へ変更する事例が発生した場合は、必要な対応を行います。</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p>
<p>4 事業運営について</p> <p>(1) 情報ネットワークシステムに関する情報セキュリティ実施手順では、端末機等の廃棄等をする場合には、端末機等の初期化のみならず情報を復元できないような措置を講ずることとし、端末機廃棄管理台帳により、廃棄方法・作業場所・廃棄担当者等を確認し、廃棄について記録・管理することとされている。</p>	<p>御指摘を受け、処分情報を集約・記録する「端末機廃棄管理台帳」を作成し、事業者から提出を受けた令和5年12月27日付けのデータ消去完了報告書に基づき、情報の消去等に関する措置を確実に行ったことを記録しました。</p> <p>堺市教育スポーツ振興事業団情報ネットワークに関する</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p>

しかし、令和4年度において、パソコン11台の売却、パソコン9台及びサーバ1台の廃棄を行っていたにもかかわらず、当該管理台帳の作成及び記録をしていなかった。

また、上記のパソコン11台については、売買契約書もなくデータ消去の方法等を明確にしないまま売却しており、情報の消去等に関する措置を確実に行ったことの確認ができない状態となっていた。

(2) 事業団では、個人情報の取扱いを伴う事務の委託契約の締結にあたっては、個人情報の取扱いに関する遵守事項を記載した特記事項を契約書に添付すべきところ、複数の契約書において特記事項を添付していなかった。

[適切な業務委託の発注について(意見)]

のびのびルーム ICT環境対応業務(令和4年度分)については、下記の内容により契約を行っている。

業務内容	堺市教育スポーツ振興事業団が運営するのびのびルームの専用教室におけるICT環境整備について、保守に係る作業を行う(ウイルスソフト更新を含む)。
契約金額(税込)	基本分 254,980円 実績分 作業料金 5,500円/1時間 出張料金 16,500円/1回

※基本分：ウイルスソフト更新作業に対する対価

情報セキュリティ実施手順に基づき、端末機の廃棄等にあたり電算管理者による確認及び記録・管理を確実にを行い、各種規程の順守を徹底します。

特記事項が添付されていなかった契約書については、覚書を締結しました。

また、令和6年度から、委託契約の内容に応じて必要となる契約書や添付書類等の項目を整理したチェックリストを作成し決裁時に添付します。

パソコン回収業務の費用負担については、仕様書で明確にしていなかったため、今後、業務範囲と費用負担を明確にし、回収業務の委託を行う際には、複数の業者から見積もりを徴取します。

なお、ICT環境対応業務については、業務の内容により、業者委託すべきかも含め業務の精査を行います。また、研修受講等によって事業団のシ

公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

<p>当該業務の実施状況を確認したところ、パソコン等の保守業務に加えて、不要となったパソコンの回収も当該業務の対象としており、保守業務と同じ契約金額を適用していた。</p> <p>しかし、システムの操作を伴わないパソコン回収（12 ルーム各 1 台）については、上記の業務の範囲であることが明確になっていない。また、仮に業務範囲であったとしても、パソコン回収には、保守業務のような高い専門性は必要ではなく、保守業務と同じ契約金額を適用させることに通常合理性は認められない。なお、パソコン回収は 2 日間で実施していたが、12 ルーム分として、出張費を 12 回分計上していた。</p> <p>事業団は、安易にすべての業務を事業者任せにするのではなく、業務内容を精査し、そのうえで仕様書等において業務範囲を具体的かつ明確なものにすべきである。また、ICT 関係の専門的な業務であっても、事業団自らが作業の内容や専門性などを十分に把握することにより、契約金額が内容に見合った水準であるかを常に検証するなど、適切な契約に努められたい。</p> <p>[公益目的事業の資産の転用について（意見）]</p> <p>事業団は、のびのびルームで使用し、不要となったパソコン 11 台を令和 5 年 3 月 31 日に、のびのびルーム ICT 環境対応業務の事</p>	<p>システムに関する知識向上を図り、必要に応じて市への問い合わせ・確認を行い仕様書の精度を高め、契約金額の検証を行うよう取り組みます。</p>	
--	--	--

<p>業者（以下「事業者」という。）に売却したが、事業団本部で使用するために、同年 4 月 7 日に決裁を受け、同じパソコンを買い戻していた。</p> <p>これら一連の取引について次の意見を付す。</p> <p>ア 売却のための回収費用及び買戻しに伴う費用が妥当でないこと</p> <p>(ア) 売却に係る出張費、作業費について</p> <p>パソコンの回収に係る出張費等で 1 台当たり 2 万 2,000 円（1 台の作業時間 30 分程度、11 台総額 24 万 2,000 円）を支出していた。</p> <p>回収業務という異なる業務にのびのびルーム ICT 環境対応業務の契約単価を形式的に適用したことにより、1 日が出張費（1 万 6,500 円）を 6 回重複計上（6 校分）するなどしていたが、これら費用の妥当性について、合理的な説明は得られなかった。</p> <p>(イ) 買戻しに係る費用について</p> <p>事業団本部の業務に必要なソフトのインストール（ソフト購入費含まず）及びネットワーク設定等について、1 台当たりの作業時間が 25 分程度であったにもかかわらず、3 万 800 円（11 台で作業時間 4 時間半、総額 33 万 8,800 円）を支出していた。</p> <p>事業団本部のパソコン等の</p>	<p>本業務の費用については、発注業務の精査を行い、出張料、作業料の積算を十分に検討し、当該費用を見直したうえで、複数の業者から見積もりを徴取します。</p> <p>御指摘を受け、本業務の作業内容等について確認したところ、今回は業者の事務所における事前準備を含むなど、作業現場での時間以外にも作業が発生するため通常の保守設定業務よりも高額になるとの説明を受け、妥当な費用額であったことを確認しました。今後は契約の際に費用の妥当性について確認します。</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p> <p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p>
---	--	---

<p>保守・設定業務については、別途、業務委託を契約しており、その契約単価を適用した場合、1台当たり3,750円(11台総額4万1,250円)の試算となり、今回の支出額と大きく乖離するが、事業団からは作業時間に対して費用が妥当であることの合理的な説明は得られなかった。</p> <p>イ 売却及び買戻しの必要性がなかったこと</p> <p>当初、事業団からは、事業者を介在させた一連の売却及び買戻しを行った理由について、公益目的事業の資産については、それ以外の事業(法人事業)で転用することが法律上禁じられているため、避けられない手続であったとの説明を受けた。</p> <p>しかし、監査での指摘を受け、事業団において関係機関に確認したところ、「手続を行えば、当該資産を法人事業で転用することが認められる。」との回答があったとのことであった。</p> <p>このことから、一連の取引はそもそも必要なく、内部で転用することにより、費用を縮減できたはずである。</p> <p>高い公益性が求められる事業団が発注する業務や資産の取引は、より公正かつ合理的に行うべきであることを強く認識された</p>	<p>御指摘の対応を取ったのは、公益目的保有財産は公益目的事業のために使用又は処分しなければならないと示されている公益法人認定法第18条の解釈を誤認したためです。今後は、法の適用について疑義が生じた場合、事前に監督官庁である大阪府等に対し相談するなど適切に対応します。</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p>
--	--	----------------------------

<p>い。</p> <p>[長期間にわたる同一業者との一者随意契約について（意見）]</p> <p>事業団は、システムに関する業務（堺スポーツシステムメンテナンス業務、レンタルサーバー保守管理代行及び情報セキュリティ・個人情報保護関係対応業務、のびのびルーム ICT 環境対応業務）の委託契約及びノートパソコン等の OA 機器の購入・売却契約（令和 4 年度：購入総額 702 万 8,472 円、売却総額 18 万 1,500 円）については、同一の者と一者見積りによる随意契約（以下「一者随意契約」という。）を締結している。これらの一者随意契約については、事業団によると、同種の契約実績と当該履行状況が良好で業務の履行が確実にできると認められることなどを理由に長期間にわたっており、そのうち堺スポーツシステムメンテナンス業務は、少なくとも約 16 年以上契約を締結している。</p> <p>今回の監査では、業務内容の把握や監督等が不十分であったことにより、上記のとおり、契約に関する不備や業務の発注等の問題が見受けられた。長期間にわたり複数の業務を同一の者と一者随意契約してきたことがこのような現状を招いていると考えられ、さらに、経済性の悪化や受注者の経営状況によっては事業運営に支障を来す懸念も生じている。</p>	<p>当該業者は堺スポーツシステムを開発、設置、納入した業者であり、メンテナンスや増設、トラブル対応については、その性質上、他の業者に代えがたいところがあると考えています。</p> <p>なお、その他の御指摘のシステムに関する業務については、契約内容の見直し作業を行っているところです。</p> <p>今後は、委託業務の内容を精査したうえで見積もり合わせ等を導入したり、他の同種業務や他団体事例等を参考に適切な見積価格を算定するなど、契約金額の妥当性を確保します。</p> <p>所管部局としては、事業団が、競争原理の下で経済的かつ合理的な価格で委託業務を実施することにより、適切かつ効率的な事業運営を進めることができるよう、業者の選定手法の見直しについて助言、支援等を行います。</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p> <p>地域教育振興課</p>
--	--	---

<p>このようなことから、業務委託などの受注者を選定する際には、複数の者から見積りを徴取するなど競争性及び透明性を高めるよう業者選定手法の見直しも検討されたい。</p> <p>また、所管部局は、事業団の収支状況や運営状況を十分に把握し、事業運営が適切かつ効率的に行われるよう、指導等に一層努められたい。</p>		
---	--	--